

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-7
許認可等の種類	計量証明検査				
根拠法令条例等・条項	計量法第116条第1項				
許認可等の概要	計量証明に使用する特定計量器の精度を確保するための検査				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第118条第1項 計量証明検査を行なった特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。</p> <p>一 検定証印等(第72条第2項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。)が付されていること。</p> <p>二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。</p> <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 【計量証明検査の合格条件】 第51条(性能に係る技術上の基準) 第52条(使用公差) 第53条(性能に関する検査の方法) 第54条(器差検査の方法) 第55条(表記等)</p>				
基準の制定根拠	一				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日				
期間の制定根拠	一				